

給水装置工事申込時納付金等

1. 審査・検査手数料(給水条例27条、別表2)
親メーター1世帯又は1戸につき 1,300円
(設計審査手数料300円+竣工検査手数料1,000円)

2. 道路占用申請手数料(給水条例27条、別表2)
国・県道掘削1件につき 16,600円

3. 加入金(給水条例28条) (消費税を含む)

メーターの口径	1戸(区画)あたりの加入金の額
13mm	220,000円
20mm	616,000円
25mm	990,000円
40mm	2,970,000円
50mm	4,565,000円
75mm	11,011,000円

【計算例】

※集合住宅で15戸(各戸のメーターの口径が13mmの場合)
 $220,000円 \times 15戸 = 3,300,000円$

※営業施設等の場合は、1日計画最大使用水量に相当する戸(区画)数(φ13mm準拠)により計算。

4. 工事(一時)用水道料金

※ 竣工時に期間及び使用水量に基づき前受金から精算。

戸建住宅および10戸未満の共同住宅、並びに1日の計画使用水量が11m³未満の建物の建築 : 40,000円(前受金として)

10戸以上の共同住宅建築および1日の計画使用水量が11m³以上の建物の建築 : 100,000円(前受金として)

【計算方法(給水条例22条、別表1)】

基本料金 : 1カ月、5m³まで 3,564円(消費税を含む)
超過料金 : 1m³当たり 550円(消費税を含む)